

## 都区制度改革に関する区市町村連絡担当部長からの経過説明

(平成7年5月16日 特別区長会)

ご案内のように、都区制度改革の中心的課題である清掃事業の移管問題が「直営車庫や清掃工場、新海面処分場の条件整備を前提に、平成12年4月に特別区に移管する。」といった内容で、昨年末に労組との間で合意でき、鈴木知事と遠藤区長会会長とで国に正式に法改正の要請をいたしました。

この法改正の要請の際、自治大臣からは「特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけることや法律の施行時期等、法制的な問題を含め、制度改革に向けて種々検討しなければならない課題もあり、今通常国会での法案提出は、現段階では約束できないが、誠意をもって十分検討し努力する。」との発言がありました。

その後、国としては法改正に必要な検討を重ねてまいりました。本年1月上旬には、国において内閣提出予定法律案等の中で「検討中の法律案」として登録されました。

「検討中の法律案」として登録はされましたか、この時期に、私どもが得ていた感触といいたしますと、今通常国会で法案を上程する場合には大きく4点の課題があったように思います。

一つは物理的な問題であります。

これは当初、平成6年9月上旬までに都区及び労使間の合意案の提出を求められたわけですが、労使の合意が大きく遅れたことで、法案を具体化するための詰めが十分ではないという問題であります。

二つ目は、法制的な問題であります。

特別区を基礎的な地方公共団体として地方自治法上に規定することについて、内閣法制局との詰めや清掃事業の移管に係る法改正に当たっての厚生省との調整が残されているという問題がありました。

三つ目は、緊急性の問題であります。

国においては、地方分権推進法案の成立が政治課題とされていたため、都と区のみに係わる法改正を、しかも5年先に施行するという法律を、他の多くの法案よりも優先させて提出することの緊急性の問題が出ておりました。

そして四つ目は、労使合意の内容についての問題であります。

移管に当たっては条件整備が前提となっていることから、「条件整備の確実な見通しが前提ではないか」との議論が出てくることへの対応の問題であります。

こうした課題を抱える中で、ご案内のように1月17日に阪神・淡路大震災が発生いたしました。国といたしましても最優先に緊急対応しなければならない事態の発生となった訳です。さらに加えて、3月には、現在も大きく社会を揺るがしているサリン事件等の発生もあったことで、関連法案に関与する関係省庁の対応能力も極限状態にあると考えてよろしいかと思います。

しかし、こうして自治省をはじめ関係省庁が様々な課題を抱えている中ではあります、自治省も都との関係においては誠意をもって対応していただいております。このため都としては、国の努力を見守っているところですが、正直なところ、先程来から申し上げているような状況の下で、今通常国会での法案提出は困難と認めざるを得ない状況にあります。

この厳しい状況認識を踏まえ、鈴木前知事も退任される直前まで、「臨海副都心と都区制度改革が心残り」ということを口にされ、青島新知事への事務引継の際にも、数ある引き継ぎ事項の中から重要引継事項の5つの中に「都区制度改革」を掲げて、その実現に万全を期すようお願いしております。

青島新知事も「都区制度改革」については、かねがね主張していた地方分権と軌を一にするものとの認識の下で深い理解を示し、「鈴木前知事と区長会の皆様との間で嘗々と努力し、ここまでこぎつけてこられたことに敬意を表する」と表明されるとともに、その重みを厳肅に受け止めていただいております。

いまのところ法改正がどのように推移するかは明確ではありませんが、仮に今通常国会で法案上程が見送られた場合においても、都としては引き続き粘り強い対応をしてまいり考えでおります。

同時に、都区間で清掃事業の移管に係る条件整備を着実に進めるとともに、税財政制度等の具体的な詰めを行うなどして、法案が確実に上程できるような環境づくりをしていく必要があると思っております。

以上、最近の経緯と今後の方向等について、都としての認識を申し上げました。今後とも、都区の緊密な連携のもとに、都区制度改革の実現を図ってまいりたいと存じます。有り難うございました。

事務連絡

平成7年5月16日

各区制度改革担当部長 殿

(財)特別区協議会 事務事業移管等準備室

事務事業・調整担当課長 中原正淳

(印 章 省 略)

都区制度改革に関する資料の送付について

5月16日の区長会において、都区制度改革に関する経過について東京都より説明がありました。つきましては、当日の説明の内容について資料を作成いたしましたので送付いたします

なお、状況の変化に対応した活動方針の策定について区長会から事務局に下命がありました。

(財)特別区協議会 事務事業移管等準備室

☎ (5210) 9757